7　法第八十七条の二第一項第六号の二（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第七号において同じ。）の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

一～七　（略）

八　合理的な経営改善のための計画（法第百七条第一項に規定する銀行等、株式会社商工組合中央金庫、保険業法第二条第二項に規定する保険会社（同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ～ハ　（略）

九　（略）

8　法第八十七条の二第一項第六号の二の主務省令で定める要件は、連合会又はその子会社が前項に規定する会社（同項第九号に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一　法第百七条第一項に規定する銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第八十七条の二第一項第六号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二　（略）

9　第六項に規定する会社のほか、会社であって、その議決権を連合会又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により担保権の実行による株式等の取得又は第二十八条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該連合会又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第六項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該連合会又はその子会社により担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該連合会に係る法第八十七条の二第一項第六号の主務省令で定める会社に該当するものとする。

10　前項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものに準用する。この場合において、前項中「第八十七条の二第一項第六号」とあるのは、「第八十七条の二第一項第六号の二」と読み替えるものとする。

11　第六項から前項まで（第八項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（第十三項に規定する会社をいう。以下同じ。）がその取得した第六項に規定する会社若しくは第九項の規定に該当する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会社（以下「事業再生会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあってはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社のうち第七項第九号に該当する会社の議決権にあってはその取得の日から五年を経過する日をいい、同号に該当する会社以外の事業再生会社の議決権にあってはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が同項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であって、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び

7　法第八十七条の三第一項第六号の二（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第七号において同じ。）の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

一～七　（略）

八　合理的な経営改善のための計画（法第百二十一条の三第一項に規定する銀行等、株式会社商工組合中央金庫、保険業法第二条第二項に規定する保険会社（同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ～ハ　（略）

九　（略）

8　法第八十七条の三第一項第六号の二の主務省令で定める要件は、連合会又はその子会社が前項に規定する会社（同項第九号に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一　法第百二十一条の三第一項に規定する銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第八十七条の三第一項第六号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二　（略）

9　第六項に規定する会社のほか、会社であって、その議決権を連合会又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により担保権の実行による株式等の取得又は第二十八条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該連合会又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第六項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該連合会又はその子会社により担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該連合会に係る法第八十七条の三第一項第六号の主務省令で定める会社に該当するものとする。

10　前項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものに準用する。この場合において、前項中「第八十七条の三第一項第六号」とあるのは、「第八十七条の三第一項第六号の二」と読み替えるものとする。

11　第六項から前項まで（第八項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（第十三項に規定する会社をいう。以下同じ。）がその取得した第六項に規定する会社若しくは第九項の規定に該当する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会社（以下「事業再生会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあってはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社のうち第七項第九号に該当する会社の議決権にあってはその取得の日から五年を経過する日をいい、同号に該当する会社以外の事業再生会社の議決権にあってはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が同項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であって、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び